

# 一般社団法人北九州市食品衛生協会 代議員選出規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人北九州市食品衛生協会（以下、「この法人」という）の定款第5条第3項の規定に基づき、代議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第1条 代議員とは、この法人の会員でこの規則に基づき選出された者で、会員を代表してこの法人の社員として社員総会で議決を行う者をいう。

### (選出方法)

第3条 代議員は、支所ごとに、普通会員の中から選出する。

2 支所は、北九州市内の区別とし門司支所、小倉北支所、小倉南支所、若松支所、八幡東支所、八幡西支所、戸畑支所の7つとする。

### (代議員の定数)

第4条 この法人の代議員の総定数は、定款第6条第2項に規定する基準に基づき、理事会で決定する。

2 代議員の総定数は、代議員の選挙が行われる年の1月1日現在の普通会員数を基準に決定するものとする。

3 支所ごとの代議員の定数は、定款第5条第2項に規定する普通会員150人の中から1人の割合をもって選出される代議員の合計数とする。

4 前項の場合において、正会員150人の半数を超える端数については、これを1人として代議員の合計数に加算するものとする。

5 普通会員の数が定款第5条第2項に規定する150人未満の地域の場合、代議員は1人として計算するものとする。

### (代議員の任期)

第5条 代議員の任期は、定款第5条第6項の規定により4年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、再任は妨げない。

### (選挙の時期)

第6条 この法人の代議員の選挙は、定款及びこの規則に定めるところにより、現任の代議員の任期が終了する前日までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

### (選挙人の資格)

第7条 選挙人は、代議員を選出する日において、普通会員として承認されている者でなければならない。

### (被選挙人の資格)

第8条 代議員の被選挙人は、代議員を選出する日において、普通会員でなければならない。

## 第2章 選挙管理委員会

### (選挙管理委員会)

第9条 理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、この法人に選挙管理委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2 委員会は代議員選挙の公示の1週間前までに組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

3 委員会の委員（以下、「委員」という）は3人とし、理事会において普通会員（代議員候補者を除く）の中から選出の上、会長が委嘱する。

4 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。

5 会長は委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

### (委員の任期)

第10条 委員の任期は、前条第3項の規定により選出された日から選挙結果を公表し、委員会の解散の日までとする。

(委員会の業務)

第11条 委員会の業務は、次のとおりとする。

- (1) 支所ごとの代議員の定数の確定
- (2) 普通会员への代議員選挙の周知
- (3) 代議員名簿の作成
- (4) その他代議員選挙に関し必要な事項

(代議員選挙の公示)

第12条 委員会は、代議員の任期満了予定日の1か月前までに、代議員立候補受付のための公示を主たる事務所の掲示場に掲示し、かつ、この法人のホームページ (<http://www.kitakyusyokuei.com/>) を通じて行なわなければならない。

(公示内容)

第13条 前条の公示内容は、つぎに掲げる事項とする。

- (1) 代議員の定数及び支所ごとの定数
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員立候補受付期間
- (4) 投票日
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、前項第1号の定数を基に、普通会员の中から代議員立候補者を募るものとする。

(地域運営委員会等への選挙管理業務の委任)

第14条 委員会は、支所ごとの代議員の選挙に関する業務を、地域運営委員会に委任する。

2 地域運営委員会の設置、組織、運営等に関する事項は理事会において定める。

(選挙結果の報告)

第15条 委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は前項の報告を受けた時は、その結果を主たる事務所の掲示場に掲示し、かつ、この法人のホームページ (<http://www.kitakyusyokuei.com/>) を通じて公表しなければならない。

### 第3章 代議員の選出

(代議員の選出方法)

第16条 代議員は、この法人の普通会员による選挙に基づいて選出する。

(立候補受付期間)

第17条 委員会は、7日を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

(応募の手続き)

第18条 代議員に立候補しようとする普通会员は、前条に定める立候補期間内に次の掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 立候補届兼履歴書 (様式1)
- (2) 推薦書 (様式2)

2 前項の届出は、立候補受付期間内に委員会に必着するものとする。

(立候補者名簿の公表)

第19条 委員会は、前条第1項の規定により立候補者が提出した書類に基づき、支所単位の立候補者名簿(様式3)を作成し、次の各号について支所の普通会员にこの法人のホームページ (<http://www.kitakyusyokuei.com/>) を通じて公表しなければならない。

- (1) 氏名

- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 略歴

(立候補者数が定数に達しない場合)

第20条 委員会は、代議員の立候補者が支所単位の定数に達しない場合は、地域運営委員会に対し、不足する候補者の推薦を依頼するものとする。

- 2 前項の場合にあつては、地域運営委員会は、速やかに候補者を選出し、同候補者の同意を得て委員会へ関係書類を提出するものとする。ただし、この場合には第18条第1項第2号の推薦書は必要としない。
- 3 前項の関係書類をもって、代議員の立候補とみなす。

(選挙方法)

第21条 代議員の選挙は、公示された投票日に郵便投票若しくは投票会場において、次の方法により行うものとする。

- (1) 投票は、任期満了の日までに普通会员の無記名投票により行うものとする。ただし、郵便による無記名投票も可能とする。
  - (2) 前号の無記名投票は、立候補者の氏名が列記された用紙に、定数を超えない範囲で、立候補者ごとに、○印をもって記入するものとする。
  - (3) 郵便による無記名投票を希望する正会員は、投票日の1週間前までに投票用紙を所属する地域運営委員会に申し出て、投票用紙を受け取らなければならない。
  - (4) 選挙を行ったときは、○印の投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、開票立会人の下に「くじ引き」により決するものとする。
- 2 前項の投票において、次のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、次のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。
- (1) 正規の投票用紙を使用していないもの
  - (2) 投票用紙の立候補者の氏名欄に○印以外の記号を記入したもの（無記入も含む）
  - (3) 判読が困難なもの
  - (4) 定数を超えて○印を記入したもの
- 3 支所単位の立候補者数が当該支所ごとの定数と同数の場合、又は、定数以下の場合は、普通会员の信任があつたものとし、選挙を行わないものとする。

(代議員の選任)

第22条 この規則に基づき選出された代議員は、この法人の社員総会の承認により選任されたものとみなす。

(代議員の資格)

第23条 代議員たる普通会员が、普通会员の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人北九州市食品衛生協会設立登記の日(平成26年4月1日)から施行する。
- 2 この規則は、平成30年2月27日から施行する。

※第12条及び第19条で規定する法人のホームページアドレスを次の通り変更する。

旧：<http://www.kitakyusyokuei@aurora.ocn.ne.jp>

新：<http://www.kitakyusyokuei.com/>